

亀井委員

まずはじめに、高等学校空調設備工事費について何点か質問させていただきたいと思います。

前回からこの議題が取り上げられているのですが、一般質問のときに体の弱い特別支援学校に行っている生徒さんたち、分教室も含めて空調設備を整備するべきだということで、前向きに御回答いただいて、迅速にやっていただきました。

次は県立の普通高校ということで、次の順番だったのですが、昨年の3. 11のこともありまして、電気の需給バランスもあるから、これは後ろ倒しになってもしょうがないのですが、ガス式とかいろいろな考え方もあって、前向きにスケジュールをとって進めていかれると期待しているところです。

皆さんのやっていることに敬意を表すことを前提に、何点か質問させていただきたいのですが、まずは、非常に理念的な、感覚的な質問になってしまうのですが、空調機の整備については、特別支援学校の体力の弱い方々を最優先するというので始まり、これから県立の普通高校となります。県下の学校を見ますと、私立の小学校とか中学校、市立の小学校、中学校は、まだそこまで整備ができていないので、このスケジュールからいくと、高校の方が先にできてしまうということが考えられます。

高校にしっかり付くということは大賛成なのですが、このバランスとして、小学校、中学校という高校生より体力のない方々が我慢しなければならない状況にあって、県立高校に付いてしまうということです。これに関して、バランス感覚として、教育委員会はどのように考えているのでしょうか。

学校経理課長

まず、主な市における小中学校の普通教室の整備状況でございますが、横浜市では、現在約60%の整備状況でございます。震災後も整備計画を中断することなく、平成25年までに、全ての小中学校での整備を推進していくと聞いております。

川崎市では、建替工事の計画がある学校を除きまして、全て整備済みでございます。相模原市では、約3分の1の学校の整備が進んでおり、横須賀市では小学校では約半分、中学校では全てで整備済みと聞いております。その他小中学校とも整備済みとなっている自治体が4市1町あり、県全体の平均では、小学校が50.7%、中学校が52.5%という状況でございます。

児童・生徒の健康管理につきましては、体力が十分備わっていない分だけ、一層大切だというように考えております。公立の小中学校の空調整備におきましては、市町村に対して、今後とも国の補助制度について十分説明し、積極的な活用を働き掛けていくとともに、小中学校における空調の整備工事を対象としている国の学校施設環境改善交付金が、市町村にとって使いやすいものとなるように、今後とも改善を国に要望してまいりたいと考えております。

亀井委員

市町村マターだからといって、県としては関係ないという話ではなくて、今みたいな形で、バランスをしっかりとっていただきたいと思います。体力のない方々は、夏大変ですから、その辺のところをフォローアップしていただくのも県の仕事かなと思いますから、よろしくお願いします。

次に、例えば今の議論の延長からいって、県立高校の方が先に空調が付いてしまうということもそうなのですが、小中学校が付いていないということを考えたら、それこそ高校の耐震化を先にやった方がよいのではないかという意見もあるように聞いています。高校の耐震化も鋭意進めているのはよく承知しているのですが、これを前倒しすることも考えられるのでしょうか。

まなびや計画推進課長

まなびや計画では、主に大規模な耐震化対策を要する建物を中心に対策を講じているのですが、そうした建物は、今年度当初の段階で45棟ほどございます。その45棟のうち33棟が、建て替えを予定しております。この建て替えは、通常、学校との調整や、事前調査、基本設計、実施設計のような調整や設計に、大体2年から3年、それから工事がまた2年ほど時間がかかると一般的に捉えております。そうしますと、計画から完了まで5年という期間でございしますが、現在このように時間を要する大規模な耐震化対策を完了するためには、既に多くの施設において、何らかの形で着手されている必要があります。また、実際、現在の状況を見ますと、前倒しできる余地がだんだん少なくなっている状況と思われれます。

それから、高校の耐震化を進める場合に留意しなければいけない点としまして、例えば入学を希望する生徒さん、中学生に対しても、事前に大きな工事が行われる予定であること、その時期を事前にはっきり説明しておく必要があるということが挙げられます。そうしないと、入学してから初めてそういう大きな工事が入ることを知って、自分が在学中にそういう工事が行われること、場合によっては仮設校舎に入らなければいけないということを、もし最初から知っていれば、自分はこの高校を選ばなかったというような意見も出かねないということもございますので、通常、耐震化対策を行うかなり前から、中学生の学校説明などの場を通しまして、そうした事実をお知らせしているところでございます。こうした周知の手續に支障が出ないような配慮も必要であると考えております。

そうしたことから、一概に前倒ししてもなかなか難しい状況ではあるのですが、例えば少しでも安全な教育環境の整備、これは私どもの責務だと思っておりますので、そうした意味からも、未着手のものなどにつきまして、できるだけ早く着手できるような算段を検討してまいりたいと考えております。

亀井委員

今回、整備対象となる教室が、普通教室と音楽とか美術の教室とかいうことで限られているのですが、今回の教室に限った理由というか、他の教室が選ばれなかった理由はどこにあるのでしょうか。

学校経理課長

今回の空調設備整備の目的としましては、生徒の熱中症対策ということでございますので、生徒が、日常的に座学で使用する教室のうち、使用頻度の高い教室を整備することといたしました。具体的には、一日の大半の時間を過ごす普通教室に加えまして、特別教室のうち、必修科目となっており、専用の設備があり、1年間を通して授業を行う音楽や美術等の芸術科目と家庭科の教室に整備を計画しております。

また、自習室としても利用されており、常時生徒が利用する頻度が高い図書室も、整備を計画しております。

亀井委員

今回の提案によりますと、ガス式で空調整備をするところもあるのですが、前回の質疑のときもありましたが、県立高校144校で、空調が稼働されれば、それなりのランニングコストもかかることになると思います。今後のエネルギー需給、原発をどうするかを含めてなのですが、これから電気料金が上がるということも考えますと、子供の健康も考えながらこの空調の使い方を考えていかなければいけないと思います。このバランスが難しいとは思いますが、このところはどのように考えているのでしょうか。

学校経理課長

県立学校における全般的な節電の取組におきましては、東日本大震災以降、各学校に対して通知をしております。主な内容としましては、空調の使用の際の室温設定、あるいは運転時間の短縮、空調の効果を高めるブラインドの使用の徹底、あるいは照明やOA機器に関する節電など、全般的な節電に関する取組を通知しております。

さらに、それとともに空調機の運用基準を詳細に定めまして、空調機の使用時間、設定温度等につきまして、各学校に対してきめ細かい指導をしております。

また、節電に加えまして、電気料金の節約の取組に関しましては、これまで一部は一部の県立学校で電力入札を行ったのですが、今年度から、原則として全ての県立学校で、この取組を進めることとし、この8月に電力入札を実施いたしました。

電力入札の対象となる学校につきましては、この3月に電力入札を行った結果、不調に終わり、東京電力と通常の契約を締結した県立学校や工業高校では、これまでも特別な割引契約を締結していたので、こういう学校を除き135校の県立学校に関しまして電力入札を実施し、いわゆるPPS、特定規模電気事業者である(株)エネットと、10月から1年間の電力供給契約を締結することができました。

節電の効果としましては、これまでの東京電力との通常の契約と比較しまして、全体で約10%の節約が可能となりました。今後とも、このような取組を続けてまいりたいと考えております。

亀井委員

今の取組も重要ですが、子供の健康とのバランスを考えなければならないので、少しフレキシブルに考えていただき、その辺をしっかりと留意していただきたいと思います。

次に、ちょっと地域性があるのですが、厚木飛行場周辺の防音工事対象地域では、飛行場の騒音で、授業中の先生の声が聞こえなくて、窓を閉め切らないと授業ができないという高校もあります。そういう高校では、空調が付いていなくても、窓が開けられないのですが、この状況を簡潔に御説明願います。

学校経理課長

防衛省が公開している厚木基地周辺の防音工事対象エリアの地図に基づきまして、この対象エリアを含む厚木基地周辺に所在する高校を調べたところ、25校ございました。

この25校における空調機の整備状況でございますが、4校につきましては、既に公費で全館空調が整備されております。また、2校につきましては、保護者会により空調機の整備が済んでおります。また、4校については、保護者会により、既に普通教室の整備が済んでおり、残りの特別教室につきましては、今後電気式での整備とすることとさせていただきたいと考えております。1校、座間高校につきましては、現在改築中ございまして、仮設校舎に空調が整備されているのですが、その後につきましては、建築工事の中で、空調が整備される予定になっております。残りの14校につきましては、今回ガス式で整備する予定となっております。

この25校につきましては、何らかの対応がされている、解決がされるという状況でございます。

亀井委員

ガス式が14校で、一部特別教室として電気式で行おうと計画しているのが4校と伺いました。

ガス式ということで、この計画書に書いてあるのですが、24年度末ぐらいに整備工事が始まって、25年度の7月に稼働するという形になっています。もし、工事の期間の初めに設置できるところと、後に設置できるところとの間にタイムラグがあるのであれば、最優先でこういうところは付けるべきであると思います。

工事の期間のこういうところにプライオリティをつけて、優先すべきだと思っています。特別教室に電気式で行うところは、電気式の25年度の整備工事のところと、26年度の整備工事のところがあります。必然的に25年度にやるべきだと思うのですが、この二つに関しては、どのようなことが考えられるのかお伺いします。

学校経理課長

そのような学校につきましては、教育環境上、学校が困っているという状況でございますので、今後、実施設計を行っていくわけでございますので、学校の実情も丁寧に聞きながら、その中で検討させていただきたいと考えております。

亀井委員

いろいろなことを含めて検討していただきたいのですが、是非前向きに検討していただきたいと考えております。いろいろな学校があって、いろいろなレベルの学校もあるので、どうしても窓を開けられないというところは優先的に付けていくべきだと思うのですが、このことをもう一度だけお聞きしたいと思っております。

教育局副局長兼総務部長

ただいまの御意見は、生徒の健康管理の面からいえば、当たり前前の御発言だと思っております。私どもは、その点は十分に考慮した上で、実際に検討してまいりたいと考えております。

亀井委員

それでは次の質問に移ります。

神奈川県緊急財政対策案ということで、資料5の26、27ページの市町村補助金のことについて何点かお聞きしたいと思います。市町村補助金については、三つの補助金について見直すということですが、その三つの内容を説明してほしいと思っております。

特別支援教育課長

少額補助金の中にある、県立特別支援学校通学用車両運営費県費補助金でございますが、これにつきましては、本来スクールバスは、設置義務のある県が運行するものでございますが、県に代わって市町村が、県立特別支援学校の子供たちのためにスクールバスを運行する場合に、その運行に要する経費の一部を補助しているものでございます。今年度は、厚木市と平塚市の2市に、それぞれ30万円の補助を行っております。

文化遺産課長

文化財関係の2件についてお答えいたします。

文化財のうち、価値の高いものにつきましては、国や県が重要文化財等に指定し、文化財の修理や改修等の現状変更を許可制としまして、保護を図っております。一方で、修理等に当たりましては、原則として、伝統的な工法や材料等で行うため、一般に多額の費用を要しております。

資料26ページの、国県指定文化財保存修理等補助金は、市町村が保有する文化財に対しまして、県指定文化財の場合は、事業費の2分の1以内、国指定文

化財や埋蔵文化財調査の場合は、事業費の6分の1以内を市町村に対して補助しているものでございます。

また、資料27ページの、国県指定文化財保存修理等補助金は、県の新しい総合計画である、かながわランドデザインにおきまして、行ってみたい神奈川の観光魅力づくりのプロジェクトの具体的取組として位置付けられ、全庁的な議論を経て、今年度から重点的な予算措置がなされたものでございます。具体的には、鎌倉の世界遺産登録を確実なものとするため、鎌倉市、逗子市が行う史跡の復元、整備に重点的な補助を行うものがございます。補助率は、事業費の6分の1となっております。

亀井委員

今、御説明いただいたのですが、まず県立特別支援学校通学用車両運営費県費補助金が、もし廃止されたら、どのような影響があるのでしょうか。

特別支援教育課長

現在、2市につきましては、市の方で運行していただいております。しかし、先ほども申し上げたのですが、スクールバスの配備は、県の役割であると認識しております。現在、市は、およそ800万円から900万円の費用をかけて、スクールバスを運行しております。これに対しまして、補助金は30万円と僅かではありますが、あくまでも、私どもは、県として整備する必要性をきちんと認識しております。その役割を果たすという意味も含めまして、30万円の補助をしているところであり、この補助金につきましては、市との協力関係を維持する上でも大きな意味があるものと考えておりますので、この補助金を廃止した場合には、本来県が果たすべき役割を果たしていないのではないかということになってしまい、今後、県としまして、市に協力を依頼することが困難になることが懸念されます。

亀井委員

もしそうなったら、県はどうするのでしょうか。

特別支援教育課長

全県的な課題ではございますが、今、スクールバスの長時間乗車の解消と、希望して乗っていないお子さんたちを乗せるようにすることで、スクールバスの整備に取り組んでおりますので、この2市の地区につきましても、当然まだ十分でないと認識しております。こうしたことから、この課題を解決するために、バスコースの見直し、新設校の設置に加えまして、既設校へのバスの増車と同時並行で考えてまいりたいと考えております。

亀井委員

今、お話しいただいた増車若しくはコースの見直しですが、増車するのはお金がかかるから大変難しいかと思うのですが、コースの見直しということであれば、今できるのではないのでしょうか。

特別支援教育課長

スクールバスにつきましては、毎年、新入生の居住地を地図の上にピンで置いて、最短距離で、なるべく多くの児童・生徒をバスに乗せられるように見直しをしているところでございます。そうしたことから、この見直しは毎年度行っておりますので、引き続き見直しにつきましては取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

毎年コースの見直しをやっていただくことで、この補助金がなくても、県として長時間乗車の解消は独自にできるのではないかと思います。この補助金を出して、市に運営してもらうのではなくて、県として増車は無理としても、コースの見直しを詳細にやっていくべきであったのではないかと思いますので、その辺のところを再度伺いたいと思います。

特別支援教育課長

繰り返しになってしまうのですが、入学する生徒は、年によってその居住地が変わってくるので、その生徒の居住地に合わせて、コースの見直しは定期的に行っております。それに加えて、新しい学校ができますと、例えば、相模原中央支援学校ができたときには、座間養護学校や相模原養護学校のコースも全面的に見直して、なるべく、その地域全体の方が、短い時間でそれぞれの学校に行けるように、バスのコースの点検を行っております。そうしたことににつきましては、常に取り組んでいきたいと思っております。

亀井委員

分かりました。この補助金がどういう形になるか分からないのですが、しっかりと明記していただいて、それにもしっかりと対応できるように、これから運用していただきたいと思います。

次に、国県指定文化財保存修理等補助金なのですが、これが、もし廃止になったとすると、どのような影響が出るのでしょうか。

文化遺産課長

文化財につきましては、仮に県費補助が廃止された場合、その不足分は市町村に負担をお願いすることになります。そうなりますと、修理の中止や、修理時期の先延ばし、修理方法の簡素化などを招き、文化財を適切に保存することが困難となるおそれが出てまいります。

亀井委員

その場合、県としてはどういったことをするのでしょうか。

文化遺産課長

現在、この補助金の検討につきましては、交付金化に分類されておりました、これは、複数の補助金をまとめて新たな交付金を設けるというものでございまして、一定の金額の範囲内で、どのような事業にどのような額を活用するか、市町村が自ら選択できるという制度でございます。

具体的な制度設計は今後行うことになっておりました、交付金化した際に、文化財の修理等に適切に配分できるようにすることが必要でございますが、必ずしも廃止ということではございません。

亀井委員

国県指定文化財保存修理等補助金の交付金化をするということについては、使い勝手が良くなるという理解なのですが、交付金としてまとめて、そこから抽出するとなると、予算が減額されることはないのでしょうか。

教育財務課長

交付金化は、制度設計が白紙の状態でございます。26年度に向けまして、制度設計を検討していく予定でございます。

亀井委員

これは、国指定と県指定があつて、国指定は、国が6分の3、県が6分の1、市町村が6分の2を出す、県指定の場合は、県が2分の1、市町村が2分の1ということで、この額をこれから検討するというのならば分かるのですが、このバランスを欠くと、市町村だってやっていられないと思います。市町村にそれだけ多く負担してもらおうといつても、そうなるかは分かりません。また、国に多く負担してもらえるかということ、それも分からないのです。

県だけが、財政が厳しいから抜けるということは、なかなか言えないと思います。国もあるし、市町村もあるし、国がなかったら、県と市町村のやりとりで、お互いにお金を出して修理するわけだから、そういうことをしっかり加味してやらないといけないのです。いくら交付金化したって、今回神奈川臨調で、財源的に非常に厳しいので、それを何とかしなければいけないという大前提があるから、交付金化したときに減らされたら、市がかわいそうだと思います。

そういうことがないように、しっかりフォローしないと、予算が厳しいのは自分たちだけではないのです。自分たちが十分に出すのだったら、他の方法もあるのかもしれないけれども、他の自治体と一緒にやっているということをしつかりと念頭に置いてやっていただかないといけないと思います。

同じような質問になりますが、国県指定文化財保存修理等補助金ですが、これは廃止することにはならないということでもよろしいのでしょうか。県もこれだけ進めているのだし、議連で全員が入って取り組んでいることでもあるし、これは廃止することはないと思うのですが、所見を伺います。

文化遺産課長

これは、先ほど申しあげましたように、新しい総合計画の中で、プロジェクトとして位置付けられておりました、全庁的議論を経て措置したものでござい

ます。そういう視点も加味しまして、総合的視点で見直すということになると考えております。

教育財務課長

補足いたしますと、市町村補助金につきましては、総合的視点から見直しを検討する視点の一つに、かながわグランドデザイン等、県の重点施策と密接に関連するかどうかという視点がございます、その中でも検討していくものがございます。

亀井委員

永福寺跡の復元は、27年度まで、名越切通の整備は30年まで続きます。時限的にも五、六年かかります。この辺もしっかりと加味して検討するのでしょうか。

教育財務課長

そのような要素を含めまして検討してまいります。

亀井委員

国と県と市町村の負担の割合は、他の部局にも絡んで、教育局だけの問題ではないのですが、この場合、市町村の反応はどうなのでしょうか。

文化遺産課長

当課では、10月12日に市町村の文化財担当者会議を開催しまして、そこで説明する予定であり、個別の説明はまだ行っておりません。現在のところ、当課には具体的な御意見等は頂いておりません。

亀井委員

市町村からの反応はないとのことですが、これからのスケジュールについてお聞きしたいと思います。

教育財務課長

交付金化のスケジュールにつきましては、これから市町村と調整し、具体的な制度設計を1年かけて行い、26年度当初予算から実施することを予定しております。

交付金以外の二つの補助金につきましては、今後、各局において関係市町村の話聞きながら全庁的な視点から検証して、25年度の当初予算編成に反映していく予定でございます。

亀井委員

財源的なことは大切ですが、いろいろな絡みがありますから、これからの環境整備も踏まえて、いろいろな人の意見を聞いて慎重に進めてほしいと思います。

最後に、今まであったいじめの議論も踏まえて質問させていただきたいと思います。

学校の問題は、いろいろな問題があって、児童・生徒の教育の問題もあれば、規律の問題もあり、いわゆるモンスターペアレンツと呼ばれている親とかPTAとの関係もあります。

こういった学校問題の未然防止のために、専門家の弁護士を1名雇って、弁護士を専門としたチームが、リーガルサービスを先生方にしっかり施していくことで、問題の未然防止を図っていくべきであると考えております。現在、弁護士が1名いて、弁護士を中心に何人かのスタッフで各学校現場に足を運ぶなどして、学校問題、いじめ問題が非常にクローズアップされているのですが、こういった問題の未然防止を図っていることを承知しております。

弁護士を中心としたスタッフで、7回の研修を行ったと聞いているのですが、研修の事例は、どのようなものを扱ったのでしょうか。

学校支援課長

本年度、7回の研修を実施し、その研修内容につきましては、学校の種類別に、主に学校事故に関わる裁判例を扱いました。校種別に具体的に申し上げますと、小中学校につきましては、授業中や授業開始前に教室で起きやすい児童・生徒の負傷事故を、高校につきましては、野球やバスケットボールなどの部活動中の生徒負傷事故を扱いました。

また、特別支援学校につきましては、障害を有する児童・生徒には、より高度な学校側の注意義務が求められていることに重点を置いた内容となっております。

亀井委員

どんな成果がありましたか。

学校支援課長

受講後、必ずアンケートを行っているのですが、これまで実施した全ての研修におきまして、大変好評であり、生徒指導上、また、保護者対応上効果的であると把握しております。アンケートの具体的なところを紹介いたしますと、思っていた以上に、学校側に求められる安全配慮義務のレベルが高かった、裁判所の視点が聞けて、とても新鮮だったといった意見が寄せられました。

亀井委員

学校で起こる事件や事故の裁判所の視点であるとか、安全配慮義務とか未然防止、遊具から落ちないようにとか、落ちた時の対応といったことを、法的な立場でアドバイスしているように思いました。

今、非常に問題になっているのは、いじめの問題です。恐らく学校側から、うちの学校はこういう事故が多いから、こういう事故が起きたときの対応策として弁護士に来てもらいたいとか、専門家のスタッフに来てもらいたいというオーダーがあって行っているのだと思うのですが、今、いじめの問題が全国的

にクローズアップされている中で、いじめ根絶のためには何をしなければならないのかというスタンスを持っていかなければならないと思います。そのためには、この弁護士を中心としたスタッフが、これからいじめ対策に特化していかなければならないと思うのですが、それは可能なのでしょうか。

学校支援課長

いじめ問題につきましては、大変重要な取り組むべき課題であり、報道も多いことから、教職員も非常に高い関心を持っております。御指摘のとおり、この時期に、教職員に、いじめに関する法律的な観点を身に付けていただくことは、未然防止や初期対応力の向上につながるものであると考えておりますので、今後は、いじめにつきましても積極的に研修テーマとして取り上げていく方向で検討してまいりたいと考えております。

亀井委員

その研修の具体的な内容について教えてください。

学校支援課長

考えられる内容としましては、いじめに係る他県等の裁判事例を取り上げることが実践的かと考えております。事例の中で、暴行罪や傷害罪に当たる行為の類型、裁判上、安全配慮義務違反とみなされてしまうような教員の対応例、その結果、どのような法的責任を負うことに至ったのかといった点につきまして、解説することが考えられます。

亀井委員

弁護士という専門家を中心としたスタッフがせっかくいて、そのスタッフ間の人材育成も加味して、そういった専門家がいるかと思うのですが、いじめ対策への取組を中心とした今後の方向性についてお聞きしたいと思います。

学校支援課長

もともと、この法的研修を導入した趣旨は、学校に対する保護者や地域の方々の意見や要望が非常に多様化し、一方、学校側に法律的な知識の不足があることにより、大きなトラブルにつながる懸念があることから、法的な面からも学校を支援する必要性が高まったことにございます。

したがいまして、今回御指摘いただきました、いじめ問題の法的研修も含め、学校を巡る新たな課題を速やかに把握し、積極的に研修内容に取り入れることにより、学校事故、トラブルの未然防止、適切な初期対応ができるように、迅速な対応をとってまいりたいと考えております。

亀井委員

この制度がずっと続く制度かどうか、これからの取組次第だと思いますので、しっかりと考えながら取り組んでいただきたいと思います。